

令和6年度

山梨県私立高等学校等奨学給付金のお知らせ

この給付金は、私立高等学校等に通学している生徒の保護者の皆さまの授業料以外の教育費（修学旅行費、教科書費等）の負担を軽減する給付金（返済は不要）です。「就学支援金」とは別の制度です。それぞれの制度で年度ごとに申請が必要ですので、対象となる方は忘れずに申請してください。

山 梨 県

【支給要件】

令和6年7月1日(基準日)現在で、次のすべての要件に該当する方が対象となります。

- 1 私立高等学校等（専攻科を含む）に在学する高校生等の保護者等で、山梨県内に住所を有している方
- 2 保護者等全員の令和6年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が0円の世帯又は生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること
- 3 私立の高校生等が高等学校等就学支援金の受給権者又は学び直し支援金、専攻科修学支援金の対象の方

注) ア 1及び3の「高校生等」には、次の方は含まれません。(給付の対象外となります。)

- ※ 特別支援学校の高等部及び専攻科に在学されている方
- ※ 児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方(母子生活支援施設の高校生等を除く。)

イ 3の「高等学校等就学支援金の受給権者」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者のことをいいます。

ウ 給付の決定にあたっては、就学支援金の支給決定等を確認します。

エ 今年度入学以前に高等学校等に在学期間がある方については、修得単位数等を確認させてもらうことがあります。

オ 給付の決定に必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。

カ 保護者等が山梨県外に在住の場合は、その都道府県の制度が適用されます。詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※ 基準日において、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援及び専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に基づく支援を受けている方も、1及び2の要件に該当する場合は、給付の対象となります。詳しくは、この案内の最後に記載の【提出先・問い合わせ先】までお問い合わせください。

※ 7月以降10月末日までに入学する高校生等については、基準日をその入学日として読み替えたうえで、1から3の要件に該当する方が対象となります。

【 給付金の支給額等 】

対象高校生等一人当たりの支給額（年額／年1回支給）

＜参考：通算3回（定時制・通信制は4回。高等学校等専攻科は2回）が上限＞

世帯区分		対象経費	学校区分	支給額（年額）
①	生活保護世帯の高校生等 （②、③を除く）	授業料以外の教育に 必要な経費	全日制・定時 制・通信制	1人あたり 52,600円
			専攻科	1人あたり 52,100円
②	道府県民税所得割額と市 町村民税所得割額の合算 が0円の世帯の第1子の 高校生等（①、③を除 く）		全日制・定時制	1人あたり 142,600円
			通信制	1人あたり 52,100円
			専攻科	1人あたり 52,100円
③	道府県民税所得割額と市 町村民税所得割額の合算 が0円の世帯に扶養され ている兄弟姉妹で2人目 以降の高校生等及び当該 世帯に扶養されている高 校生等以外に15歳（中学 生を除く）以上23歳未満 の扶養されている兄弟姉 妹がいる高校生等 （①、②を除く）		全日制・定時制	1人あたり 152,000円
			通信制	1人あたり 52,100円
			専攻科	1人あたり 52,100円

注) 通信制高等学校等又は高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の専攻科に通う高校生等を含む複数
数の高校生等がいる場合、通信制高等学校等に通う高校生等は、全て1人あたり52,100円、そ
れ以外の高校生等に全て第2子の給付額を用いる。

【 申請手続 】

県への提出〆切は、2回あります。

○第1回目〆切：令和6年9月2日(月) <消印有効>

できるだけ、この〆切に間に合うように提出をお願いします。

○第2回目〆切(最終〆切)：令和6年10月31日(木) <消印有効>

1回目の提出に間に合わなかった方

7月～10月入学の方(基準日が「入学日」となりますのでご注意ください。)

山梨県内の高等学校等に在籍している場合は、学校を経由して県へ提出することになりますので、〆切日は学校の指示に従ってください。

※ 在籍高等学校等が「山梨県内」と「県外」で提出書類・提出方法が異なりますので、それぞれ確認のうえ、提出してください。

山梨県内の高等学校等に在籍する高校生等の保護者等による申請

「高校生等奨学給付金受給申請書(第1号様式)」及び「口座振込依頼書(第3号様式)」または委任状(第4号様式)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、在学する学校へ提出してください。

提出期限については、学校の指示に従ってください。

1 次の世帯区分ごとに必要な書類

(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯(申請書第1号様式(その1)に添付)

令和6年7月1日現在の生業扶助の受給を確認できる生活保護受給証明書(別紙様式)又は保護の実施機関が発行している生活保護受給証明書

(2) 上記の(1)以外の世帯((3)を除く。)

次の①②いずれかの書類

① 保護者等全員の個人番号を確認できる書類(申請書第1号様式(その2)に添付)

19ページの「個人番号提出時の本人確認書類について」を確認の上、「個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書(第2号様式)」に次の書類の写し等を貼り付けて提出。

なお、同意いただくことが必要です。(同意いただけない場合は②を提出してください。)

ア 個人番号カード(裏面)、個人番号通知カード等の個人番号確認書類

イ 個人番号カード(表面)、運転免許証等の身元確認書類

② 保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が0円の世帯であることを証明する書類(申請書第1号様式(その1)に添付)

ア 保護者等全員の令和5年度の課税証明書等(令和4年中の所得に基づくもの)

※高等学校等就学支援金の収入状況届出の際に、「提出した課税証明書等を本給付金事業で使用することの同意書」を提出している場合は、本給付金事業での課税証明書等の提出を省略できます。

学校は提出済の課税証明書等をコピーのうえ、県へ提出してください。

(3) 上記の(1)以外の世帯で23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯

次の①②いずれかの書類と③の書類

① 保護者等全員の個人番号を確認できる書類(申請書第1号様式(その2)に添付)

② 保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が0円の世帯であることを証明する書類(申請書第1号様式(その1)に添付)

※①②の書類の詳細は(2)でご確認ください。

③ 基準日現在、高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養していることが分かる書類(扶養誓約書)

<(2)及び(3)共通>

生徒に保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出する場合は、生徒本人の扶養状況が確認できる書類(生徒本人の健康保険証等のコピー)

2 申請書に記載した申請者本人名義(保護者等の名義)の預金通帳の写し(委任状を提出する場合は必要ありません。)

※ 金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記の箇所及び読み仮名表記の箇所ともに必要)が確認できるところをコピーしてください。

3 委任状(第4号様式)(授業料以外の学校徴収金と相殺を希望する場合)

山梨県以外の私立高等学校等に在籍する高校生等の保護者等による申請

「高校生等奨学給付金受給申請書(第1号様式)」及び「口座振込依頼書(第3号様式)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、山梨県(私学・科学振興課)に提出してください。

1 次の世帯区分ごとに必要な書類

(1) 生活保護(生業扶助)受給世帯(申請書第1号様式(その1)に添付)

令和6年7月1日現在の生業扶助の受給を確認できる生活保護受給証明書(別紙様式)又は保護の実施機関が発行している生活保護受給証明書

(2) 上記の(1)以外の世帯((3)を除く。)

次の①②いずれかの書類

① 保護者等全員の個人番号を確認できる書類(申請書第1号様式(その2)に添付)

19ページの「個人番号提出時の本人確認書類について」を確認の上、「個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書(第2号様式)」に次の書類の写し等を貼り付けて提出。

なお、同意いただくことが必要です。(同意いただけない場合は②を提出してください。)

ア 個人番号カード(裏面)、個人番号通知カード等の個人番号確認書類

イ 個人番号カード(表面)、運転免許証等の身元確認書類

② 保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が0円の世帯であることを証明する書類(申請書第1号様式(その1)に添付)

ア 保護者等全員の令和5年度の課税証明書等(令和4年中の所得に基づくもの)

(3) 上記の(1)以外の世帯で23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の世帯

次の①②いずれかの書類と③の書類

① 保護者等全員の個人番号を確認できる書類(申請書第1号様式(その2)に添付)

② 保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算が0円の世帯であることを証明する書類(申請書第1号様式(その1)に添付)

※①②の書類の詳細は(2)でご確認ください。

③ 基準日現在、高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養していることが分かる書類(扶養誓約書)

<(2)及び(3)共通>

生徒に保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出する場合は、生徒本人の扶養状況が確認できる書類(生徒本人の健康保険証等のコピー)

2 在学証明書(第5号様式)

※ 在籍する高等学校等に証明してもらってください。

※ 学校指定の既存の在学証明書の様式でも可能。

3 申請書に記載した申請者本人名義(保護者等の名義)の預金通帳の写し

※ 金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記の箇所及び読み仮名表記の箇所ともに必要)が確認できるところをコピーしてください。

【提出先】※持参又は追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号本館2階

山梨県県民生活部私学・科学振興課私学振興担当 宛

【 受給資格の認定 】

1回目×切までの提出者：令和6年11月に、認定結果を申請者にお知らせする予定。

2回目×切までの提出者：令和6年12月に、認定結果を申請者にお知らせする予定。

(事務の都合上、お知らせの期日が前後する場合があります)

注) ア 基準日に対象高校生等が休学している場合

- ・ 11月末までの間に在籍する高等学校等が発行する証明書の提出等により、復学の有無を確認したうえで、受給資格の認定を行います(×切日までの申請書等の提出が必要)。
- ・ 11月末までに復学を確認できない場合は、今年度の給付金は不支給となります。
- ・ 復学時期によって受給資格の認定が遅れることがあります。

イ 年度途中の転入者から申請書の提出があった場合は、当該年度に給付金の支給を受けていないことの有無を確認したうえで、給付の決定を行います。

【 給付金の支給 】

※申請者の口座に年額を一括で振り込みます。

1回目×切までの提出者

：令和6年12月上旬に指定口座に振り込む予定。

2回目×切までの提出者

：令和6年12月下旬に指定口座に振り込む予定。

(事務の都合上、前後することがあります。)

【 申請にあたっての注意事項 】

◆ 申請書の記載について

- ・ 記入にあたっては、10～17ページの「申請書記入例」及び「(別紙)記入上の注意」をよく読んでください。
- ・ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。
- ・ 申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金の全額を直ちに返還していただくこととなります。

◆ 給付金の使途について

- ・ 給付金は、生徒の授業料以外の教育費に使用してください。
- ・ 学校に納入しなければならない経費は、授業料以外にもありますので、未納のないようにしてください。

山梨県私立高等学校等奨学給付金（家計急変世帯への支援）

新型コロナウイルス感染症の影響などで、家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対して、奨学給付金を支給します。

【支給対象者】

次のすべての要件に該当する方が対象となります。

- 1 高等学校等就学支援金、高等学校等学び直し支援金、高等学校等専攻科修学支援金のいずれかの支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯
- 2 保護者等が山梨県内に住所を有する世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。）
- 3 家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯」に相当すると認められる世帯^(※1) 生業扶助受給世帯の方は7月の奨学給付金申請で申し込んでください。

※1 所得割合算額の見込みが非課税の世帯の例

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	1,704,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

・ この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。

・ 年収はあくまで目安であり、個別に判定します。

【支給決定方法、提出書類】

家計急変の発生事由を証明する書類等により家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定します。

【提出書類】

- ① 高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書（申請書第1号様式（その3））
- ② 在学証明書（第5号様式）（県外の私立高等学校等に在学する高校生等）
- ③ 家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、収入減少による国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書等）
- ④ 家計急変前後の収入を証明する書類（保護者等全員の最新の課税証明書の写し、会社作成の給与見込、直近の給与明細書（直近3ヶ月分）、年間収支見込計算書、税理士作成証明書書類等）
- ⑤ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類（扶養親族全員の健康保険証の写し、国民健康保険の場合は保険証と扶養誓約書（別紙様式））
- ⑥ 口座振込依頼書（第3号様式）（振込口座の通帳のコピー（表面及び1ページ目）添付）

【申請時期】

家計急変後、随時

【申請書提出先】

各学校の担当者（県外の私立高等学校等に在籍している高校生等の保護者は山梨県県民生活部私学・科学振興課へ郵送または持参してください。）

【給付額】

- ① 7月1日までに家計が急変し、県が定める通常の奨学給付金に係る期日までに申請のあった場合は、2ページに記載した額を給付します。
- ② 7月2日以降に家計が急変し、申請のあった場合は、申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額を給付します。